

令和6年度水戸市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項に基づく決算審査

2 審査の対象

(1) 水戸市歳入歳出決算書

- ア 令和6年度一般会計歳入歳出決算
- イ 令和6年度国民健康保険会計歳入歳出決算
- ウ 令和6年度公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算
- エ 令和6年度駐車場事業会計歳入歳出決算
- オ 令和6年度東前第二土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- カ 令和6年度公共用地先行取得事業会計歳入歳出決算
- キ 令和6年度介護保険会計歳入歳出決算
- ク 令和6年度介護サービス事業会計歳入歳出決算
- ケ 令和6年度後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- コ 令和6年度母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算

(2) 政令（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項）で定める書類

- ア 令和6年度歳入歳出決算事項別明細書
- イ 令和6年度実質収支に関する調書
- ウ 令和6年度財産に関する調書

(3) 証書類

3 審査の期間

令和7年7月7日から同年8月7日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、水戸市歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、法令に適合し、かつ正確であるかについて関係諸帳簿との照合及び計数の確認を行うとともに、7月15日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1から4までのとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められた。

6 意見

(1) 収入の確保について

一般会計の調定額に対する収入率は98.6%となり、前年度と比較して0.1ポイント上昇し、特別会計の調定額に対する収入率は97.4%となり、前年度と比較して0.2ポイント上昇した。また、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は約30億3,600万円となり、前年度と比較して約1億5,600万円減少するなど、全庁的な収納対策の取組の成果が表れている。

今後とも、市民負担の公平性・公正性を確保する観点から、滞納初期における速やかな対応及び適切な滞納処分等の実施による収納対策に努めるとともに、市債権の徴収部門の一元化により着実な成果を上げている他市の事例を参考にするなど、より効率的かつ効果的な徴収に向けた検討や取組を進め、収入の確保に努められたい。

また、一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は約3億1,500万円となり、前年度と比較して約3,600万円減少している。引き続き、不納欠損処分の実施に当たっては、市民負担の公平性を損なうことのないよう、十分な徴収努力を尽くした上で厳正に対応されたい。

(2) 予算の有効かつ効率的な執行について

一般会計の執行率は93.7%となり、前年度と比較して3.8ポイント上昇し、特別会計の執行率は96.8%となり、前年度と比較して0.7ポイント上昇した。しかしながら、特別会計のうち東前第二土地区画整理事業会計の執行率は36.8%であり、前年度と比較して更に26.5ポイント低い執行率となっている。

また、一般会計と特別会計を合わせた不用額は約60億1,700万円となり、前年度と比較して約26億8,900万円減少しているものの、予算額に対して多額の不用額を生じている事業も見受けられた。

不用額は、経費の節減努力や契約差金のほか、国の補助金など特定財源の減少に伴う執行額の調整などにより生じるものであるが、事業が計画どおりに進捗しなかったことにより未執行となったものも見受けられた。

限られた財源の有効活用を図るため、各事務事業の的確な進行管理を行うとともに、進捗が見込めない事業については、事業の終了を含めた見直しを行うなど、予算の有効かつ効率的な執行に努められたい。

(3) 中長期的な財政見通しに基づく財政基盤の確立について

市債現在高は約1,480億1,200万円となり、前年度と比較して約6億8,100万円減少し、一般会計と特別会計を合わせた実質収支額は約47億1,100万円となり、前年度と比較して約1億5,500万円増加した。しかしながら、財政調整基金の残高は約34億4,200万円となり、物価等の上昇に伴う一般会計の財源不足への充当などにより、前年度と比較して約17億1,300万円減少しており、依然として厳しい財政状況が続いている。

本市では、「みと未来財政プラン」において、財政運営の方針と今後10年間の中長期的な財政収支見通しを毎年度明らかにするとともに、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする「水戸市行政経営改革プラン」に基づき、行政経営改革に取り組んでいるところである。

今後においては、将来にわたる市政発展に不可欠な施策を確実に推進するため、従来の枠組みにとらわれない新たな視点、新たな手法を積極的に取り入れながら、徹底した行政経営改革と自主財源の確保・拡充に取り組む、安定的かつ持続可能な財政基盤の確立に努められたい。

令和 6 年度水戸市基金運用状況審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 5 項に基づく審査

2 審査の対象

令和 6 年度における土地開発基金の運用状況を示す書類

3 審査の期間

令和 7 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで

4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和 2 年水戸市監査委員告示第 1 号）にのっとり、基金の運用状況を示す書類の計数は正確であるか、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿及び証書類と照合を行うとともに、7 月15日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

5 審査の結果

1 から 4 までのとおり審査した限り、重要な点において、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であると認められ、また、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

6 意見

当年度末の土地の現在高は18億252万2,587円（面積88,413.11㎡）であり、基金総額25億7,000万円の約70.1%となっている。このうち、長期保有土地（平成10年度以前に土地開発基金で取得し、既に事業用地（道路）に供しているが、一般会計による償還がされないまま保有している土地）の現在高は7億3,243万6,077円（面積8,860.85㎡）であり、土地の現在高の約40.6%を占めている。

また、当年度末の現金の現在高は7億6,747万7,413円であり、基金総額の約29.9%となっている。

一方、当年度の基金による土地の取得高は9,237万9,132円（面積23,192.96㎡）で、基金総額の約3.6%であり、直近10年間の状況を見ても、土地の取得高は最大で約6億9,000万円となっている。

土地開発基金は、事業の円滑な執行を図る上で必要な用地の先行取得を行うことを目的として基金の額を設定し、設置されたものであることから、これまでの土地の取得及び償還状況を踏まえ、基金の在り方や適正な規模について、検討を進められたい。

第 2 基金の運用状況

当年度の運用状況は次のとおりである。なお、基金から生じた収益543,816円は、一般会計に収入されている。

区 分	前年度末 現 在 高	決算年度中増減高		決算年度末 現 在 高
		増	減	
	金額（円）	金額（円）	金額（円）	金額（円）
土 地 (面 積)	1,795,269,759 (69,675.15m ²)	92,379,132 (23,192.96m ²)	85,126,304 (4,455.00m ²)	1,802,522,587 (88,413.11m ²)
現 金	774,730,241	85,670,120	92,922,948	767,477,413
合 計	2,570,000,000	178,049,252	178,049,252	2,570,000,000